

令和8年度 体罰防止のための取組

八王子市立小宮小学校

1 体罰防止に関する基本方針

児童は、誰もがよりよく生きたいという意欲や願いをもっている。この願いを全教職員が受け止め、児童の可能性を引き出し、信頼関係に基づいた指導を進めることが大切である。児童にとって、教職員との信頼関係は、自分の考えが受け止められ尊重されていると感じられたときに築かれるものである。このことを念頭に置き、日頃から児童とのふれあいや話し合う機会を十分にとるように心がけ、教職員一人一人が日々の指導の中で人権感覚を高めるとともに体罰防止に努めていく。

2 組織的な指導体制づくり

- 〈1〉 いじめ対策委員会（週1回）・登校支援委員会（月1回）を活用し、問題行動が見られる児童や配慮が必要な児童について、定期的に報告・情報交換を行い、適切な指導の在り方について協議する。
- 〈2〉 校内委員会（月1回以上）を活用し、個に応じた特別支援の在り方を情報共有する。
- 〈3〉 教員が相互に授業参観を行い、児童の共通理解を図る。

3 研修会の実施

「体罰禁止」を教員の絶対的規範として確立することを目的とした校内研修を実施し、児童への指導の在り方を見直す機会にする。

4 「体罰防止セルフチェックシート」を全教員に配付し、毎月の状況を把握

- ・全教員は、毎月、体罰防止に関する項目を自己点検し、体罰発生を未然に防ぐようにする。
- ・管理職は全教員の回答を必ず確認し、必要に応じて教員への聞き取りをするなどの対応を行う。
- ・日常的に管理職は授業観察を行い、教職員のみならず外部人材の指導の状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行う。
- ・自己申告に伴う面談や体罰根絶に向けた面談等で、教員一人一人の体罰に関する意識について確認し、課題がある場合は確実に指導する。